様式第96（第211条関係）

（表　面）

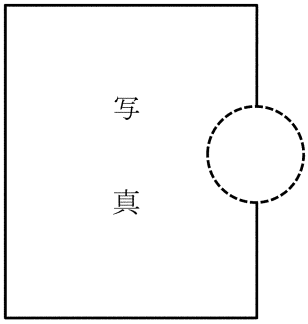
第　号

ガス事業法第172条第１項、第２項、第３項又は第４項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行



押出スタンプ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

（裏　面）

ガス事業法抜粋

第172条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第54条若しくは第54条の４から第54条の７まで又は第80条若しくは第80条の４から第80条の７までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第201条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十七　第172条第１項、第２項又は第４項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第202条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四　第172条第３項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第九十六、様式第九十七、様式第九十九及び様式第百を次のように改める。